

デジタル化を見据えた行政事務の簡素化に向けた 指定都市市長会要請

地方自治体の行政事務は、根拠となる国の各種制度の複雑さに加え、度重なる制度改正や運用変更などにより、事務を実施する地方自治体だけでなくサービスを受ける利用者においても多大な負担が生じている。

特に社会福祉分野における各種給付事務においては、申請の種類や分量が膨大であり、福祉や幼児教育・保育分野を中心に、事業所や地方自治体における ICT 等を活用した業務の効率化など事務処理の負担軽減は喫緊の課題である。

また、将来的に行政サービスの担い手が不足することが想定される中、住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するためには、単に現在の制度の運用方法をデジタル化するのではなく、事務の簡素化を含めた制度自体の抜本的な見直しを行った上でデジタル化を進めることが必要不可欠である。

国においては、デジタル庁が中心となり、アナログ規制の見直しが進められたところであるが、省庁横断的な制度の再点検を求めるなど、さらに踏み込んだ働きかけが必要である。

以上を踏まえ、指定都市市長会として、下記のとおり要請する。

記

- 1 住民サービスの向上や地方自治体の業務の効率化・高度化に資するデジタル化を推進するため、各省庁において、特に以下の点に留意しつつ、所管する事務の簡素化を含めた、制度の抜本的な見直しを進めること。
 - (1) 原本提出や対面での手続を定める法令及び関係規定を改めて見直すこと。
 - (2) 申請手続のデジタル化にとどまらず、業務システムへのデータ連携までを一貫してデジタル化できるよう入力項目・必要書類の精査及び見直しを実施すること。
 - (3) 自治体間・関係機関間のデータ連携により、申請手続や確認・審査手続を簡素化すること。
- 2 制度の抜本的な見直しにあたっては、デジタル庁が司令塔となって、各省庁が所管する事務の制度に改善の余地がないかを横断的に再点検し、その結果を踏まえた対応を迅速に実施すること。
- 3 アナログな手段を代替する技術を導入し、その検証を行う地方自治体の先行的な取組に対して支援を行うとともに、その有効性が確認された場合には、全国の地方自治体で導入できるようにするための支援制度を創設すること。
- 4 地方分権改革に関する提案募集において、デジタル化に関する提案については、今年度の重点募集テーマとされているが、今後はさらに内閣府とデジタル庁が緊密な連携を取って関係省庁と調整を行うとともに、現場で実務を担う指定都市の意見を基に状況を十分に理解した上で、その課題解決に向けた提案の実現を図ること。

令和 7 年 2 月 2 0 日
指 定 都 市 市 長 会